

経 済 産 業 省

平成 13・05・10 製第 3 号

伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱いについての改正について次のように定める。

平成 13 年 10 月 11 日

経済産業大臣 平沼 赳夫

伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱いについて（全文）

「伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱いについて（制定昭和 52 年 4 月 18 日付け 52 生第 219 号）」の一部を次のように改正する。なお、この通達による改正後の規定は、平成 13 年 4 月 18 日から適用する。

（目的）

1. 本措置は、伝統的工芸品の製造に不可欠の工芸用具又は工芸材料であって、伝統的技術又は技法等を用いて製造されるものについて、経済産業大臣が伝統的工芸用具又は伝統的工芸材料として指定するとともに、当該伝統的工芸用具又は伝統的工芸材料の製造に係る後継者の確保及び育成、伝統的工芸品等を活用した新商品の開発等を通じた需要の開拓等のための支援措置を講ずることにより、伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料の産業の振興を図り、もって伝統的工芸品産業の振興に寄与することを目的とする。

（対象）

2. 本措置の対象は、伝統的工芸品（法第 2 条第 1 項の規定に基づき伝統的工芸品として指定されたものをいう。以下同じ。）の製造に用いる工芸用具又は工芸材料であって次の各号に掲げる要件に該当する工芸用具又は工芸材料とする。
 - （1）伝統的工芸品の製造に不可欠である工芸用具又は工芸材料であって、当該工芸用具又は工芸材料を製造する事業者を当該工芸用具又は工芸材料を用いて製造する伝統的工芸品の産業の関連参加者として法第 4 条第 1 項の規定による振興計画の対象に含めることが著しく困難であると認められるものであること。
 - （2）その製造過程の主要部分が手工業的であること。
 - （3）伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
 - （4）伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
 - （5）一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

(指定の申出)

3. 事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体（伝統的工芸用具等の申出手続・産地振興事業計画の内容等を定める件について（平成4年7月10日付け4生局第162号。以下「伝統的工芸用具等の申出手続等を定める件」という。）で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）で工芸用具又は工芸材料を製造する事業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものであって、当該工芸用具又は工芸材料の製造される地域において当該工芸用具又は工芸材料を製造する事業者を代表するものとして伝統的工芸用具等の申出手続等を定める件で定める要件に該当するものは、当該工芸用具又は工芸材料が伝統的工芸用具又は伝統的工芸材料として指定されるよう当該工芸用具又は工芸材料の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に属する場合にあっては、当該市町村の長）を経由して経済産業大臣に申し出ることができる。

(指定)

4. 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、申出に係る工芸用具又は工芸材料を伝統的工芸用具又は伝統的工芸材料（以下「伝統的工芸用具等」という。）として指定するものとする。

(指定の内容)

5. 第4項の伝統的工芸用具等の指定は、当該伝統的工芸用具等の名称、主たる用途先、製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸用具等の製造される地域を定めて行うものとする。

(指定の公表)

6. 経済産業大臣は、伝統的工芸用具等の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の内容の変更)

- 6の2. 経済産業大臣は、第4項及び第5項の規定により指定された伝統的工芸用具等について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合（第7項に規定する場合を除く。）には、産業構造審議会の意見を聴いて、第5項に規定する指定の内容を変更することができる。

(指定の解除)

7. 経済産業大臣は、伝統的工芸用具等が第2項（1）から（5）までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

この場合、経済産業大臣は、その旨を公表するものとする。

(準用)

- 7の2. 第3項及び第6項の規定は第6項の2の伝統的工芸用具等の指定の内容の変更について、第6項の規定は第7項の伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(産地振興事業計画の認定)

8. 製造事業者（伝統的工芸用具等を製造する事業者をいう。以下同じ。）を構成員とする事業協同組合等（以下「製造協同組合等」という。）であって、当該伝統的工芸用具

等の製造される地域において製造事業者を代表するものとして伝統的工芸用具等の申出手続等を定める件で定める要件に該当するもの（以下「特定製造協同組合等」という。）は、当該伝統的工芸用具等の産業に関する産地振興事業計画（以下「産地振興事業計画」という。）を作成し、これを当該伝統的工芸用具等の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合には、当該市町村の長。第11項を除き、以下単に「都道府県知事」という。）を經由して経済産業大臣に提出し、当該産地振興事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（産地共同振興事業計画の認定）

9. 特定製造協同組合等は、販売事業者（伝統的工芸用具等を販売する事業者をいう。以下同じ。）又は販売協同組合等（販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合。以下同じ。）とともに、需要の開拓に関する事項、製品の共同販売に関する事項及び消費者への適正な情報の提供に関する事項について伝統的工芸用具等の産業に関する産地共同振興事業計画（以下「産地共同振興事業計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該産地共同振興事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（産地活性化事業計画の認定）

10. 製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下同じ。）は、単独で又は共同して、産地活性化事業（次の（1）から（7）までに掲げる事業のうち1又は2以上の事業であって、伝統的工芸用具等の産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「産地活性化事業計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該産地活性化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して産地活性化事業計画を作成したときは、代表者1名を定め、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（1）従事者の研修に関する事業

（2）技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業

（3）原材料についての研究に関する事業

（4）需要の開拓に関する事業

（5）原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業

（6）消費者への適正な情報の提供に関する事業

（7）新商品の開発又は製造に関する事業

（連携産地活性化事業計画の認定）

- 10の2. 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者（伝統的工芸品又は他の伝統的工芸用具等を製造する事業者をいう。以下同じ。）又は連携製造協同組合等（連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。）とともに、連携して実施する産地活性化事業（以下「連携産地活性化事業」という。）に関する計画（以下「連携産地活性化事業計画」という。）を作成し、代表者1名を定め、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該連携産地活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（産地支援事業計画の認定）

1 1. 従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸用具等の産業の振興を支援する事業（以下「産地支援事業」という。）を実施しようとする者は、当該産地支援事業に関する計画（以下「産地支援事業計画」という。）を作成し、これを当該産地支援事業計画に係る伝統的工芸用具等の製造される地域を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該産地支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（助成措置）

1 2. 第8項から第11項までの認定を受けた計画に従って行われる事業については、伝統的工芸品産業産地補助金の補助事業とし、その経費の一部を補助することができる。

（伝統的工芸品産業振興協会との関係）

1 3. 伝統的工芸用具等については、伝統的工芸品産業振興協会の行う伝統的工芸品産業功労者表彰事業及び伝統工芸士認定事業の対象とすることができる。

（報告）

1 4. 第8項から第11項までに掲げる計画の認定を受けた者は、経済産業大臣の要請に応じ、その実施状況について経済産業大臣に報告するものとする。

（実施時期）

1 5. 本措置は、昭和52年4月18日から実施する。

（雑則）

1 6. 指定の申出手続、第8項から第11項までに掲げる計画の内容等伝統的工芸用具等の取扱い措置に関し必要な事項は、製造産業局長が別に定める。